



清瀬市特別支援教育 推進委員会報告書

平成19年 2月

清瀬市教育委員会

清瀬市特別支援教育推進委員会報告書目次

はじめに	3
特別支援教育への転換	
1 心身障害教育から特別支援教育への転換	
（1）国の動向	4
（2）東京都の動向	6
（3）清瀬市の動向	6
清瀬市の方針と実態	
2 清瀬市における特別支援教育の理念及び方針	7
（1）清瀬市における特別支援教育の理念	7
（2）清瀬市における特別支援教育の方針	7
3 清瀬市の現状と課題	8
（1）通常の学級の児童・生徒	8
（2）清瀬市の心身障害教育の概要	8
学校における取組み	
4 学校における総合的な教育体制	11
（1）校内委員会の充実	11
（2）特別支援教育コーディネーターの役割と養成	13
（3）教職員の専門性及び資質の向上	14
5 教育内容・方法の充実	16
（1）個別の教育支援計画の策定と充実・発展に向けて	16
（2）各計画との関連事項	16
（3）個別の教育支援計画策定に当たっての今後の課題	17
（4）個別指導計画（通常の学級）	18
（5）通級指導学級における個別指導計画の活用について	19
教育委員会、関係機関の取組み	
6 特別支援教育体制の整備	19
（1）特別支援教室の在り方	19
（2）特別支援室の整備体制	21
（3）清瀬市立清瀬第三小学校「さくらルーム」での取組み	22
（4）「さくらルーム」の成果と今後の課題	24
（5）特別支援教室の今後の取組み	25
7 関係機関等の連携、支援	26
（1）特別支援学校との連携・支援	26
（2）関係機関との連携	27
8 副 籍	29
（1）地域指定校	29

(2) 交流等の内容	29
(3) 地域指定校決定までの手続き	30
9 相談及び支援体制の整備（就学相談の在り方）	31
(1) 教育相談の在りかた	31
(2) 就学相談の在りかた	31
10 児童・生徒及び保護者等への理解・啓発	33
(1) 児童・生徒への理解啓発	33
(2) 保護者等への理解啓発	33
(3) 保護者との連携の推進	33
おわりに	34
資料	35

は じ め に

1994年（平成6年）にスペインで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」において採択された「サラマンカ宣言」では、障害のある子どもを含むすべての子どもたちが、教育を受ける権利を有しており、その一人一人の特性や関心、能力及びニーズを考慮して教育計画が立案され、実施されるべきであるとして、すべての子どもたちの教育を受ける権利と教育ニーズに対する改善の方向が確認されました。

このような国際的な動向を受けて、国においては特別支援教育の在り方について検討がなされ、平成17年12月、中央教育審議会の答申の中で特別支援教育推進に向けた学校制度等の在り方について見直しが提言されました。

そして、平成18年6月、学校教育法等の関係法令が改正され、平成19年4月から各地域の実態に応じて特別支援教育が実施されることになりました。

東京都教育委員会においても、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、計画に基づく取り組みが進められています。

こうした状況の中、清瀬市では、平成17年8月に「清瀬市特別支援教育検討委員会」を設置し、清瀬市における特別支援教育の基本的な方向性について検討がなされました。都立養護学校、心身障害学級設置校をはじめ関係諸機関等の関係者により慎重に検討がなされ、平成18年2月に「報告書」がまとめられました。

この報告書の中に「平成18年度には『清瀬市特別支援教育推進委員会』を設置し、市民、保護者、教員等への周知を図るとともに、広く意見を求め、平成19年4月を目途に特別支援教育体制に移行していくようさらに検討を進めていく方針である。」と述べられております。

このことを踏まえ、本市の特別支援教育実施に向けて、新たに学識経験者、市民、保護者代表、教員、行政関係者等の21名からなる「清瀬市特別支援教育推進委員会」を設置し、鋭意検討を重ねてまいりました。

この度の報告は、清瀬市特別支援教育推進委員会が、これまでの検討の成果をここに委員会報告としてまとめたものであります。

清瀬市および清瀬市教育委員会におかれましては、この報告の内容を踏まえて本市の特別支援教育を進められますようお願いしております。

平成19年 2月
清瀬市特別支援教育推進委員会
委員長 成家 亘宏

特別支援教育への転換

1 心身障害教育から特別支援教育への転換

現在、障害のある児童・生徒の教育の在り方については大きな転換期を迎えている。

小・中学校においては、障害の重度・重複化、多様化が進み、心身障害学級在籍児童・生徒は増加の傾向にある。また、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等いわゆる軽度発達障害がある児童・生徒の増加についても、その対応の在り方が課題とされている。

(1) 国の動向

こうした状況を鑑み、国は特別支援教育の在り方に関する調査協力者会議を設置し、「今後の特別支援の在り方について(最終報告)」を平成15年3月に示した。

その中で、「障害の種類や程度に応じ特別な場で指導を行う『特殊教育』(*1)から、LD(*2)、ADHD(*3)、高機能自閉症(*4)等を含め、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』(*5)への転換を図る」という基本的な方向が示された。平成16年4月に障害者基本法の一部が改正され、「障害者の自立及び社会参加の一層の促進」と「交流及び共同学習の積極的な推進」が求められ、さらに発達障害者支援法が平成16年秋の臨時国会で成立し、その中でノーマライゼーション(*6)の視点に立った教育の推進が強調されている。

また平成16年2月には、「特別支援教育の在り方に関する調査協力者会議」答申の課題を具体的に審議するため、中央教育審議会初等中等教育分科会に「特別支援教育特別委員会」が設置された。

同委員会では、特別支援教育を一層推進すべきであるとの認識のもと、制度の在り方について検討を重ね、平成17年12月8日に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(最終答申)」が出された。

中央教育審議会答申を受けて、国では、平成18年3月に学校教育法施行規則の一部改正を、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正し、平成19年4月からは、盲・ろう・養護学校は特別支援学校(*7)に、特殊学級(都では、「心身障害学級」)(*8)は特別支援学級に名称変更がなされる等、特別支援教育を推進するための様々な制度改革が進められている。

こうして、我が国の障害のある幼児・児童・生徒の教育は、これまでの障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う「心身障害教育」(*9)から、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へ転換されることになった。

(*1) 特殊教育

心理的又は身体的に何らかの障害のある児童・生徒は、その障害のために通常の内容・方法による通常の学級での教育が困難であることから、その特性や能力に応じて特別な教育を行おうとする学校教育の一分野のこと。(石部元雄、伊藤隆二、鈴木昌樹、中野善達編著 平成13年「心身障害教育辞典」福村出版より)

(* 2) LD(学習障害: Learning Disabilities)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す様々な状態を指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない。

(文部科学省 平成 11 年「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」より)

(* 3) ADHD (注意欠陥/多動性障害: Attention-Deficit/Hyperactivity disorder)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすものである。7 歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」より)

(* 4) 高機能自閉症

3 歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」より)

(* 5) 特別支援教育

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」より)

(* 6) ノーマライゼーション

障害のある人も障害のない人も同じように社会の一員として、社会参加し自立して生活できる社会をめざす考え方のこと。

(文部科学省 平成 13 年「21 世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」より)

(* 7) 特別支援学校

障害の重複化や多様化を踏まえた障害種別にとらわれない学校の設置形態のこと。地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。

(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」より)

(* 8) 心身障害学級

特殊学級と同義。東京都では「心身障害学級」の名称で呼ぶ。学校教育法に基づいて小・中学校に設置されており、知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱、難聴者、言語障害者、情緒障害者

(* 9) 心身障害教育

「特殊教育」と同義。東京都では「心身障害教育」の名称で呼ぶ。

(2) 東京都の動向

東京都は、平成15年12月に東京都心身障害教育改善検討委員会において、今後の特別支援教育の在り方、いわゆる「心身障害教育」から「特別支援教育」への転換を図るという基本的な方向についての最終報告書（以下、「都報告書」という。）を出した。

中間発表へのパブリックコメントにより様々な意見が広く都民から出された結果、都報告書には、特別支援教育を展開する特別支援教室(*10)の設置について、3つのタイプに分けて記載されている。また、都立特別支援学校（現在の都立盲・ろう・養護学校）(*11)に通う児童・生徒の、市立小・中学校での副籍(*12)についても提起されている。

この報告書を受けて、平成16年11月「東京都特別支援教育推進計画」が策定され、この中で提示された具体的な計画項目は次のとおりである。

- 都立盲・ろう・養護学校における個に応じた教育内容の充実
- 都立盲・ろう・養護学校等の適正な規模と配置
- 都立盲・ろう・養護学校の教育諸条件の整備
- 小・中学校における特別支援教育の充実への支援
- 一人一人を大切にすることを推進するための、都民の理解啓発の充実

(* 10) 特別支援教室

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために小・中学校に設置する教室のこと。

（文部科学省 平成15年「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」より）

(* 11) 都立盲・ろう・養護学校

学校教育法に基づき、盲者、ろう者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難の改善等に関する指導を行うために都道府県が設置する学校。盲・ろう・養護学校に就学すべき障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3に定められている。

(* 12) 副 籍

都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒やその保護者と地域との継続的な関係を維持するため、居住地域の小・中学校に副次的に籍を置くこと。

(3) 清瀬市の動向

都の報告書や計画の理念は、従来の国の報告を反映させた上で、東京都の考えを述べたものであり、盲・ろう・養護学校を中心にした支援と連携が主な内容である。市町村における特別支援教育の在り方については、今後の検討課題とした部分も多く、移行への道筋について明らかにされていないところもあるが、特殊教育（「心身障害教育」）から特別支援教育への転換は時代の要請であるとも言える。

清瀬市では、これまで学校内コーディネーターを養成するための体制づくり等準備を進めており、特別支援教育の平成19年4月開始を目指して、将来を展望し、新たな体制づくりを図ることが求められる。

そこで、清瀬市におけるこれまでの心身障害教育の現状を踏まえ、特別支援教育への円滑な移行について検討をするために、平成17年7月から平成18年3月まで、清瀬養護学校、心身障害学級設置校校長・教員、教育委員会等で構成する内部の検討委員会を設置し、今後の体制・方針を検討した。平成18年度には、この特別支援教育検討委員会の報告書を基に、国や東京都の動向、法改正を考慮し、保護者等を交え、心身障害学級設置校校長・教員、清瀬養護学校、教育委員会等で構成する審議会（推進委員会）を設置し、「1 特別支援教育の基本的な考え方に関すること、2 特別支援教育の方策に関すること、3 その他特別支援教育に関し必要なこと。」等その体制・方針案を検討した。

清瀬市の方針と実態

2 清瀬市における特別支援教育の理念及び方針

特別支援教育とは、障害のある児童・生徒に自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の課題を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。清瀬市では、これまで障害のある児童・生徒一人一人が、将来の、地域とのつながりの中で、自立した生活を送るために必要な「生きる力」を培うことを目指して、教育環境を整備するとともに、その能力及び可能性等を伸長する心身障害教育を実践してきた。これまでの心身障害教育を基盤として、小・中学校における通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒を含め、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対する特別支援教育を推進する必要がある。そこで、以下のことを特別支援教育を推進するための理念及び方針とする。

（1）清瀬市における特別支援教育の理念

障害のある児童・生徒が、自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加と自立のための基盤となる「生きる力」を培うためには、特別支援教育を取り巻く諸情勢を踏まえて、一人一人の教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を系統的・組織的に行之、特別支援教育の改善充実を図っていく必要がある。

清瀬市における特別支援教育は、これまでの心身障害教育の一層の充実を図ると共に、これに加えLD、ADHD、高機能自閉症等を含む障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応え、個々の能力や可能性を伸ばす、多様で柔軟な教育を展開する。

（2）清瀬市における特別支援教育の方針

- ① 障害の重度・重複化、多様化に対応し、LD等を含む障害のある児童・生徒の個に応じた指導を充実し、特別支援教育を推進する。
- ② 児童・生徒の特別な教育的ニーズに対応するため、学校・家庭及び関係諸機関が連携し、地域の実情に応じた特別支援教育体制を整備する。
- ③ 児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導を充実するため、学校の専門的指導と教員等の資質・専門性の向上を図る。

- ④ 児童・生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、教育環境の整備を推進する。

3 清瀬市の現状と課題

(1) 通常の学級の児童・生徒

平成18年9月1日現在、清瀬市立小・中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒数は、児童数3,846名、生徒数1,561名である。平成17年度、平成14年度に東京都が行った「通常学級に在籍する個別に指導を必要とする児童・生徒に関する調査」を基に、小・中学校全校に対して清瀬市独自の調査を行った。

この調査は、通常の学級を担当する全教員に対して、担任する学級の在籍児童・生徒の中で、個別に支援が必要だと考える児童・生徒一人一人に対してアンケートを実施、その結果を数値化し、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性症候群（ADHD）、高機能自閉症等の傾向が見られるかを調査したものである。

調査の結果は、小学校においてLDの傾向が見られる児童が全体の3.1%、ADHDの傾向が見られる児童が2.6%、高機能自閉症等の傾向が見られる児童が1.6%であった。この中で、LD及びADHDの傾向が見られる児童は1.0%、ADHD及び高機能自閉症等の傾向が見られる児童は0.3%、LD及び高機能自閉症等の傾向が見られる児童は0.2%、LD、ADHD、高機能自閉症等の傾向が見られる児童は1.3%であった。

中学校においては、LDの傾向が見られる生徒が全体の1.5%、ADHDの傾向が見られる生徒が1.3%、高機能自閉症等の傾向が見られる生徒が0.6%であった。この中で、LD及びADHDの傾向が見られる生徒は0.5%、ADHD及び高機能自閉症等の傾向が見られる生徒は0.1%、LD及び高機能自閉症等の傾向が見られる生徒は0.1%、LD、ADHD、高機能自閉症等の傾向が見られる生徒は0.4%であった。

この結果を平成14年度に東京都が行った調査と比較してみると、一つだけに該当する児童・生徒の割合は減少しているように見られたが、二つ以上に該当する児童・生徒の割合は増加しているように見られた。

平成18年度に市内公立小・中学校においては、調査を行っていないが、特別支援教育担当者会における情報交換の中において、「個別に支援を要する児童はいる。」との報告が寄せられている。

今後は、個別に支援を必要とする児童・生徒についての調査を必要に応じて実施し、その実態を明らかにするとともに、重度・重複化、多様化している障害の状況を踏まえた上で、清瀬市における児童・生徒一人一人に応じた特別支援教育を推進する。

(2) 清瀬市の心身障害教育の概要

清瀬市では、平成18年度現在、知的障害と情緒障害の心身障害学級を小学校2校、中学校1校に設置している。また、通級指導学級(*13)として、情緒障害学級を小学校1校に設置している。

本市を学区とする肢体不自由の都立養護学校は小平養護学校、知的障害では清瀬養護学校がある。

(* 13) 通級指導学級

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、情緒障害、弱視、難聴などである。

（文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」より）

① 心身障害学級

ア 設置状況（学級数、児童・生徒数等）

（表 1 設置状況）

学校名	学級名	知的障害		情緒障害		合計
清瀬小	ひばり学級	1 学級	7 名	2 学級	13 名	20 名
清瀬七小	けやき学級	2 学級	12 名	1 学級	8 名	20 名
	小 合計	3 学級	19 名	3 学級	21 名	40 名
清瀬中	1 組	1 学級	8 名	2 学級	15 名	23 名

3校の沿革を見ると、昭和43年4月1日開設の清瀬小学校「ひばり学級」が最も古い。清瀬第七小学校「けやき学級」は、昭和54年4月1日に清瀬第三小学校より移転し、開設している。

清瀬中学校「1組」は昭和51年の開設であるが、前身の院内学級を東京都立清瀬小児病院内で昭和29年1月16日に発足させている。

学級の設置形態は3校とも東京都独自の拠点方式であり、固定式の心身障害学級が有する専門性と効率性などが成果を上げてきた。いずれも「知的障害学級」と「情緒障害学級」がほぼ同数であり、清瀬市の特徴的な設置形態といえる。

それは、東京都における情緒障害学級が、小学校の総数が19学級（うち本市が3学級）中学校では10学級（同様に2学級）で、本市の占める割合は高い。

小学校では平成14年度から児童数が30名を超え、学級数も初めて5学級となった。

以後、児童数の増加は顕著で平成18年度には40名となった。また、全児童数に占める心身障害学級の児童数の割合も10年間ほぼ毎年増えている（表4）。

中学校では、平成17年度、3学級となり、生徒数が飛躍的に増えている。

心身障害学級の就学者数の増加は、①障害の重度・重複化、多様化、②施設・設備の飽和状態、といった特徴的な事態を来している。また、この数年、急増している自閉症児に特化した専門的指導を求めるニーズは高い。このことは他の知的障害児とは異なる指導内容・方法、学習環境を必要とする場合が多く、施設・設備の拡充とも深い関連がある。

児童・生徒の教育的ニーズを把握し、指導を一層深めることは設置形態の特色を生かすことであり、課題となる。

表4は、全児童、全生徒に占める心身障害学級の児童・生徒の割合を示した。今年度は小・中学校とも1.45%であった。

イ 中学校卒業後の進路

昭和51年度開設の清瀬中学校心身障害学級1組は、30年間で137名の卒業生を輩出した。この10年間に限れば卒業生は30名を数える。表2は、その生徒の進

路先である。生徒、保護者のニーズを的確に把握した担任の努力が見てとれる。特別支援教育の基本的な視点は、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みの支援にある。中学校の卒業は自立や社会参加の過程であり、今後、教育、福祉、医療、労働等が一体となって卒業後の相談及び支援を行う体制の整備が喫緊の課題となってくる。

(表 2 中学校卒業後の進路先)

進 路 先	人数	内 訳
養護学校高等部普通科	1 6	清瀬養護学校、八王子養護学校
養護学校高等部職業学科	3	南大沢学園産業技術科
都立高等学校定時制	2	都立商業高校、都立農業高校
広義の専門学校	4	東京文理学院高等部等
職業能力開発校	1	東京都職業能力開発校
就職	4	工務、造園芸、塗装

② 通級指導学級

清瀬市では平成 1 5 年度、清瀬第八小学校に「くぬぎ学級」を開設した。情緒障害学級、1 学級である。

入級希望者が多く、2 年目にはほぼ 2 倍、3 年目には 3 倍へと増加している。

少人数で落ち着いた学習環境の中、きめ細かい指導内容・方法、教材の工夫、その他通常の学級では得られない指導により、入級の課題が改善・解消されつつある。引き続き入級を希望する例が多い。しかしながら「くぬぎ学級」では、施設・設備に余裕がなく、学級増が難しい。さらに 8 割以上の児童が他校から通学している。

今後の動向により、学級増や在り方を慎重に見極める必要がある。

(表 3 通級指導学級の在籍数)

年度	数	学級数	児童数	自校通級	他校通級	基準月日
平成 15 年度		1	6	1	5	平成 15 年 4 月 1 日
16 年度		2	1 5	1	1 4	平成 16 年 2 月 1 日
17 年度		2	1 9	2	1 7	平成 17 年 2 月 1 日
18 年度		2	2 0	5	1 5	平成 18 年 2 月 1 日

(表 4 児童数・学級数の推移－小学校)

児童数 年度	小学校	心身障害学級・計		通級指導学級		心障／全体
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	児童数%
平成 9	3, 6 4 8	4	2 0			0. 4 5 %
平成 10	3, 5 5 7	4	2 2			0. 5 5 %
平成 11	3, 5 0 1	4	2 3			0. 6 2 %
平成 12	3, 4 2 3	4	2 1			0. 6 6 %

平成 13	3, 4 5 8	4	2 5			0. 6 1 %
平成 14	3, 4 6 5	5	3 2			0. 9 2 %
平成 15	3, 5 2 7	5	3 3	1	6	0.93(1.11%)
平成 16	3, 6 5 5	7	3 8	2	1 5	1.04(1.45%)
平成 17	3, 7 5 7	6	3 7	2	1 9	0.98(1.49%)
平成 18	3, 8 1 8	6	4 0	2	2 0	1.05(1.57%)

() 内は、通級指導学級
級の児童数を含めた数値

(表 5 生徒数・学級数の推移—中学校)

平成 9	1, 9 3 2	2	1 1	0. 5 7 %
平成 10	1, 9 2 6	2	1 2	0. 6 2 %
平成 11	1, 8 2 7	2	1 4	0. 7 7 %
平成 12	1, 7 7 2	2	1 1	0. 6 2 %
平成 13	1, 7 0 8	2	8	0. 4 7 %
平成 14	1, 6 7 1	2	8	0. 4 8 %
平成 15	1, 6 5 4	2	6	0. 3 6 %
平成 16	1, 7 4 1	2	9	0. 5 5 %
平成 17	1, 6 0 4	2	1 9	1. 1 7 %
平成 18	1, 5 6 8	3	2 3	1. 4 5 %

③ 今後の課題

清瀬市においては、4 校の役割、実績を認識し、特別支援教育を推進する必要がある。
その際、次の諸点に十分配慮しなければならない。

- 特別支援学級と通常学級の連携・協力の推進
- 未設置校の児童・生徒、教職員に対する障害児やその教育の理解・啓発
- 自閉症等を含めた指導内容の工夫・充実

学校における取組み

4 学校における総合的な教育体制

(1) 校内委員会の充実

清瀬市では、今年度、全小・中学校 14 校において校内委員会(* 14)を設置し、特別支援教育推進を図る環境づくりを行ってきた。特に、小・中学校とも校務分掌に位置付け、独立した新規委員会として設置した学校が半数あった。その他は、生活指導部・教育相談部の部組織または機能の一部として位置付け、校内委員会を設置した。

平成 19 年度は、各校において校内委員会を十分に機能させていくことが、特別支援教育を充実する為に必要であることから、校内の他の校務分掌や上部組織と連携を図りながら、積極的な関わりをもった校内体制を構築していくことが課題となる。

校内委員会の役割としては、次のようなものが挙げられる。

- 特別な支援を要する児童・生徒の実態把握
- 軽度発達障害等に関して全教職員の共通理解を図るための校内研修の推進
- 個別指導計画(*15)・個別の教育支援計画の周知及び立案
- 指導の手だてや配慮事項の検討
- 学級担任・教科担任への支援
- 保護者への説明と理解
- 関係機関との連絡、調整

以上のような内容を基本として、学校の規模、特別支援教室の有無、児童・生徒の状況、地域の特性等を考慮して、各学校における校内委員会の充実を図ることが大切である。

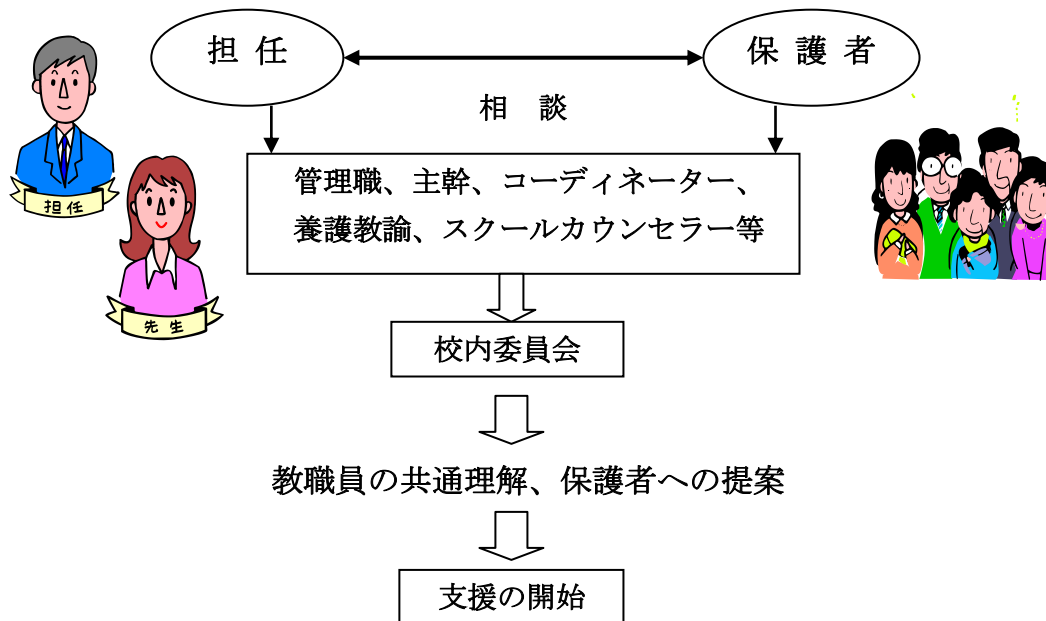
次に、校内委員会の組織及び構成であるが、校内委員会の運営は、各学校で指名された特別支援教育コーディネーター(*16)を中心として進められていくが、それとともに、学校全体の協力体制が必要となってくる。校内委員会の構成は以下のメンバーの中から各学校の実情に合わせて決めていくのがよいと考える。

- 特別支援教育コーディネーター
- 管理職（校長、副校長）
- 主幹・主任（教務主幹・主任、生活指導主幹・主任、進路指導主幹・主任）
- 教育相談担当者、養護教諭、特別支援学級担任（設置校）
- スクールカウンセラー等(*17)

また、人数に関しては各学校の実情によって決定されることが望まれるとともに、組織としての機能が十分に果たせることが重要となる。

支援の在り方

【個々のケースについて】



(* 14) 校内委員会

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者に対し、個々のニーズに応じた適切な教育や支援を行なうことを目的として小・中学校に設置する委員会のこと。

(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」より)

(* 15) 個別指導計画

一人一人の教育ニーズに応じた指導をきめ細かく行うため、学校と保護者が共に作成する児童・生徒一人一人の指導計画のこと。

(* 16) 特別支援教育コーディネーター

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者のために、学校内及び関係機関との連携・調整を行なう教職員のこと。

(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」より)

(* 17) スクールカウンセラー

小・中学校に配置されている有資格のカウンセラーのこと。児童・生徒のあらゆる相談に対応する。

(2) 特別支援教育コーディネーターの役割と養成

清瀬市内の小・中学校において、特別な支援を要する児童・生徒に対する指導を充実させるためには、上でも述べたように、校内委員会を中心とした全職員による協力体制を確立するとともに、その中でも中心となる特別支援教育コーディネーターを配置する必要がある。そして、特別支援教育コーディネーターは、豊かな教職経験と指導力があり保護者から信頼される人材を校長が指名し、校内組織に明確に位置付けられなければならない。

コーディネーターは、次に挙げるような役割が求められる。

- 校内の関係者（校長、副校長、主幹、学級主任、担任、養護教諭、教育相談担当者、生活指導担当者、スクールカウンセラー等）との連絡調整
- 外部関係機関（養護学校、心身障害学級、通級指導学級、保育園、幼稚園、療育施設、医療機関、児童相談所、教育委員会等）との連携調整
- 校内委員会の運営・推進役（校内の状況把握、ケース会議の運営、校内研修の企画と実施）
- 担任への支援（児童・生徒理解についての援助、支援体制の模索）
- 保護者に対する相談窓口（保護者の気持ちを受け止め、保護者と共に対処策を考える）

次に、中心となる特別支援教育コーディネーターの養成であるが、コーディネーターに対しては、教育委員会が定期的に研修会を実施し、資質・能力の向上を図るとともに、各学校のコーディネーター間で連携体制を構築することが大切である。

清瀬市においては、平成 17 年度・18 年度に東京都教職員研修センターが各区市町村 1 名を対象とした「特別支援教育コーディネーター養成研修」に小・中学校よりそれ

ぞれ1名参加し、その内容を特別支援教育担当者会において伝達講習の形式で広めた。今後、各コーディネーターが国や都で行われている特別支援教育コーディネーターの養成研修等に積極的に参加し、特別支援教育コーディネーターとしての資質・能力の向上を図ることが必要である。

(3) 教職員の専門性及び資質の向上

特別支援教育の推進に当たっては、各小・中学校の管理職や学級担任等への理解及び啓発が不可欠である。したがって、教員の職層やライフステージに応じた研修の機会を通して、特別支援教育に関する制度やLD、ADHD、高機能自閉症等の理解と指導に関わる研修の充実を図ることが必要となる。

また、小・中学校における心身障害学級や通級指導学級の指導を担当する教員や、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒に対する特別な指導を担当する教員についても、特別支援教育に関する専門性が求められることから、積極的な専門的研修の受講、特別支援学校教諭免許状（仮称）の取得等、より一層の資質の向上を図ることが期待される。

次に、特別支援教育を推進していく上で、各学校における校内体制を確立するとともに、特別支援教育をリードしていく存在が必要であり、育成することが課題となる。清瀬市においては、平成19年度からの特別支援教育の実施に向け、平成17年度から特別支援教育担当者会を立ち上げた。この担当者会は、講師を招聘し各学校の担当者に対して、学校における特別支援教育を進める上で必要な組織づくりや校内委員会の設置等についての研修会の実施、また学校間の情報交換を行うことを目的とした。平成18年度からは、参加者を各学校で指名された特別支援教育コーディネーターとした。

講師については、東京都の特別支援教育コーディネーター養成研修を受講した清瀬市の教員、東京都教職員研修センターで特別支援教育を担当している指導主事、東京都立清瀬養護学校の特別支援教育コーディネーター、特別支援教育に関する先進校のコーディネーター等に依頼した。

この担当者会を通して、各学校における特別支援教育実施に向けての状況や各学校での課題について明らかにすることができた。来年度以降は、「特別支援教育担当者会」を「特別支援教育コーディネーター連絡会」とし、校内体制の整備や校内委員会の充実に向けての研修や各学校において特別支援教育をリードしていく人材の育成を目指す。

平成18年度は、個々の教員の専門性及び資質の向上のため、8月30日に清瀬市内の全教員を対象とした必修研修を実施した。内容は前半を東京都教育庁学務部統括指導主事より特別支援教育の制度や各学校における環境づくりについて、後半は東京都立梅ヶ丘病院長を講師に事例と指導の在り方について講義をしていただいた。

平成19年度からは、学校において特別支援教育を推進していく上で地域のセンター校としての役割を果たす清瀬養護学校と連携を深めるとともに、校内における事例研究等の研修会を実施することにより、教員の専門性及び資質の向上に取り組む体制を整備する。

特別支援教育に関する取組み

平成17年度

回	日 時	内 容
1	平成17年 6月30日(木)	・特別支援教育コーディネーター研修 伝達講習会 講師 清瀬第七小学校 大田黒 康雄 教諭 ・中学校 情報交換会
2	平成17年 9月 2日(金)	・特別支援教育に関する国・都の動向について 講師 東京都教職員研修センター 統括指導主事 田村 康二郎 ・特別支援教育コーディネーター研修 伝達講習会 講師 清瀬第七小学校 大田黒 康雄 教諭
3	平成17年 10月13日(木)	・特別支援教育の推進 講師 東京都立清瀬養護学校 梶 東洋男 教諭 三輪 まみ 教諭 ・特別支援教育コーディネーター研修 伝達講習会 講師 清瀬第七小学校 大田黒 康雄 教諭

平成18年度

回	日 時	内 容
1	平成18年 7月17日(金)	・特別支援教育コーディネーター研修 特別支援教育の推進に向けて 校内の体制作りについて
2	平成18年 8月30日(水)	・特別支援教育研修会(必修研修) 「特別支援教育の推進」 講師 東京都教育庁学務部 統括指導主事 信方 壽幸 「医療から見た軽度発達障害について」 講師 東京都立梅ヶ丘病院 院長 市川 宏伸先生
3	平成18年 9月 4日(月)	・特別支援教育コーディネーター研修 伝達講習会 講師 清瀬中学校 梶 東洋男 教諭 ・「さくらルームの実践について」 報告者 清瀬第三小学校 篠原 まゆみ 教諭

4	平成18年 10月13日（金）	・特別支援教育コーディネーター研修 伝達講習会 講師 清瀬中学校 梶 東洋男 教諭 ・「校内体制の構築について」 講師 文京区立小日向台町小学校 小林 繁 教諭 吉成 千夏 教諭
---	--------------------	--

5 教育内容・方法の充実

（1）個別の教育支援計画の策定と充実・発展に向けて

個別の教育支援計画とは、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、適切な対応をしていくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うことを目的とする。また教育のみならず、福祉・医療・労働等の様々な側面からの取組みを含め、関係機関・関係部局と密接な連携・協力を確保することが不可欠となる。

東京都特別支援教育推進計画では、平成19年度以降の小・中学校での「個別の教育支援計画」(*18)の策定と活用を目指すことが示されている。個別の教育支援計画は、支援の必要な児童・生徒一人一人を取り巻く福祉・医療・労働等の各支援機関が連携・協力することで、障害のある児童・生徒の自立や社会参加への取組みを支えるツールの一つとなる。個別の教育支援計画が充実・発展し、地域で十分に機能していくシステムの構築が特別支援教育の目指すところである。

（2）各計画との関連事項

①「個別の支援計画」との関連

「個別の教育支援計画」は、「個別の支援計画」のうち、学校や教育委員会などの教育機関が中心となって策定するものを呼称している。

②「就学支援計画」との関連

「就学支援計画」(*19)は、乳幼児期の段階の「個別の支援計画」の一部をなすものでLD等を含め障害のある児童・生徒一人一人の適切な就学や就学後の教育内容・方法の充実を図るため、幼稚園・保育園、療育機関等の職員が保護者と共に作成する計画であり、円滑な就学のための道具（ツール）である。

③「個別指導計画」との関連

「個別指導計画」は、児童・生徒一人一人の指導目標や内容、方法等の手立てを各教科にわたって作成し、児童・生徒の障害に応じたきめ細やかな指導を行うために作成されるものである。「個別の教育支援計画」を踏まえて、「個別指導計画」を作成することが重要である。

④「個別移行支援計画」(* 20)との関連

「個別移行支援計画」は、卒業後の職業生活や地域生活への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関等と連携して、一人一人のニーズに応じた支援を実施するための計画である。「個別の教育支援計画」の一部であり、卒業後の移行の時期の計画である。

(* 18) 個別の教育支援計画

教育、保険、医療、福祉、労働等の関係機関との連携に基づき、乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を目的として、LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じて作成される計画のこと。

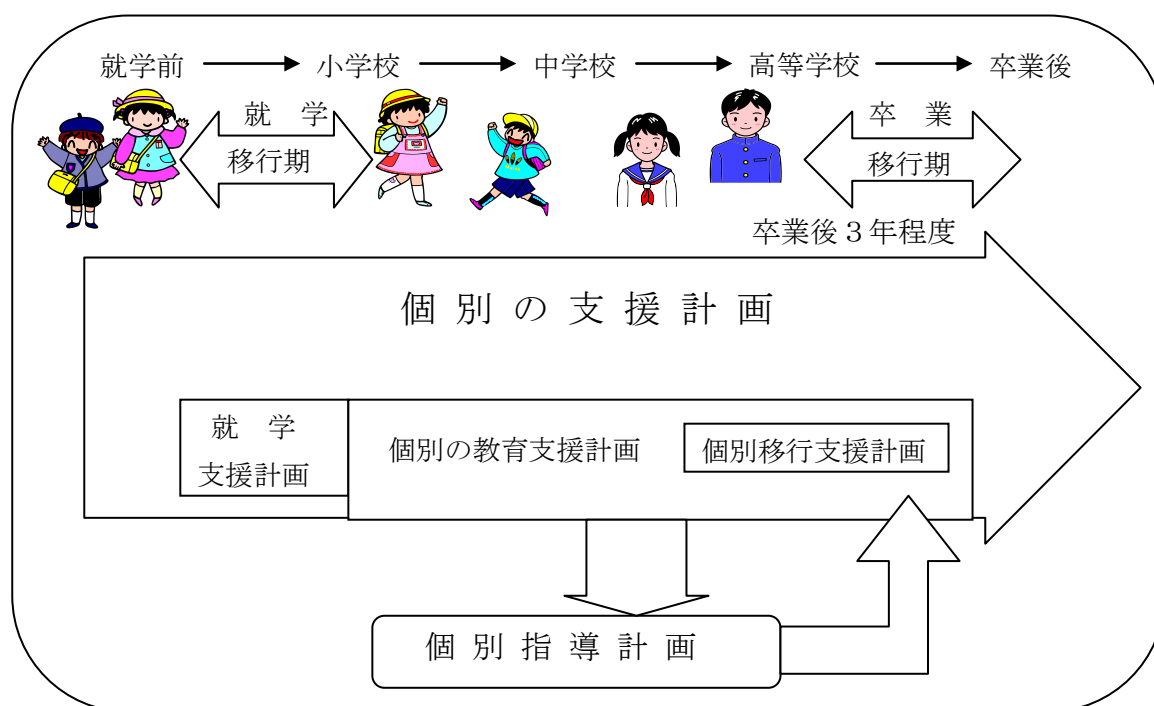
(* 19) 就学支援計画

児童・生徒の障害の状態に応じた最もふさわしい教育を保障するために、就学前の療育機関の職員や区市町村教育委員会の担当者、小学校や盲・ろう・養護学校教員等の連携に基づいて作成する計画のこと。

(* 20) 個別移行支援計画

職業教育や進路指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の社会参加・自立を支援するため、学校と労働機関、民間企業等が連携・協力して作成する計画のこと。

『レイアウト図』



(3) 個別の教育支援計画策定に当たっての今後の課題

個別の教育支援計画策定に当たって、次のような項目が今後の課題として挙げられる。

- 就学支援計画（就学支援シート）(* 21)の活用による幼稚園・保育園等と小学校との連携
- 小学校から中学校・高等学校等に進学する時の「個別指導計画」、「個別の教育支援計画」を活用した指導・支援の引継ぎ
- 就学指導・転学相談・通級判定における、個別の支援が必要なケースの継続的な経過観

察と相談フォロー体制の整備

○ 個別指導計画に基づく個に応じた指導の充実を図ること

(4) 個別指導計画（通常の学級）

個別指導計画とは、一人一人の児童・生徒の実態を多面的に把握し、実現可能な目標設定や児童・生徒が分かりやすく課題に取り組める手立てを設定する指導計画である。

特別支援教育は、支援が必要な児童・生徒への教育的対応を特定の担当者が一人で抱え込むのではなく、学校全体や関係機関等の専門性を活用して、全教職員で支援していくべきものである。そのため、個別指導計画を校内の教職員で共有することは重要になってくる。

平成16年の文部科学省「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童・生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」では、校内委員会で、個別の指導計画に盛り込む基本的な事項（例：児童・生徒の状態・状況についての判断、指導・援助についての基本方針等）を検討し、作成された個別の指導計画を校内の会議で報告し、教職員間の共通理解を図る。コーディネーターとしては、共通理解の徹底、個別の指導計画が実施されやすいような支援体制の提案、その他必要な連絡調整を行っていく。実施後の評価は、指導に当たる教員とともに、校内委員会において評価を行う。それに基づき、個別の指導計画の必要な改善を行う。

なお、学期ごとや学年ごとなど定期的に評価を行うことが望ましい。

現在、盲・ろう・養護学校や心身障害学級、通級指導学級においては、盲・ろう・養護学校学習指導要領の自立活動(*22)の項目（自立活動の指導に当たっては、個々の生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標および指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。）に従って、個別の指導計画に基づいた教育・支援が行われている。

小・中学校の通常の学級に在籍する軽度発達障害（LD、ADHD、広汎性発達障害等）の児童・生徒への対応を考えると、「いつ」「どこで」「誰が」「どのように」支援するのかを明確にするためにも、関係者の共通理解の下、個別教育支援計画および個別指導計画に基づいた支援を行う必要がある。

(* 21) 就学支援シート

就学が決定した後、幼稚園、保育園、療養機関等における子どもたちの様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や盲・ろう・養護学校小学部に、あるいは、小学校での様子を中学校や盲・ろう・養護学校中学部に引き継ぎ、障害のある子どもの就学後の学校生活をより適切なものにしていくため作成するもの。

(* 22) 自立活動

障害による困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣等を養うことをめざす学習活動のこと。

(5) 通級指導学級における個別指導計画の活用について

本市の通級指導学級では、次のような目的で個別指導計画の作成を行っている。

- 児童の様子を整理し、適切な目標や支援の手立てを考える。
- 保護者（本人）・在籍校・設置校の間で目標や支援の手立ての共通理解を図る。
- 同様に通級指導学級担任間での共通理解に活用し、支援に一貫性をもたせる。
- 支援の引継ぎ資料とする。
- 保護者への説明資料として活用する。

① 個別指導計画の活用

通級指導学級では、指導場面ごとに目標・支援・評価（指導期間でできるだけ達成可能なものを細かく記入する）の項目をおこし、半年に一度、評価を行い、新たな目標と支援（次のステップ）を作成している。

在籍学級においても、学校生活での目標（追加）・支援・評価を行っている。

また、保護者に「願いと配慮」を記入してもらい、通級指導学級担任・在籍学級担任・保護者の共通理解のもと、支援を行えるように取り組んでいる。

② 個別指導計画の留意点

- 個別指導計画の作成は、児童・生徒の日常の指導に当たる者が作成する。
- 関係者間のまとめ役（コーディネーター、専門家等）を置く。
- 通常の学級担任が作成する場合は、継続的に使用できるものを考える。
- 個人情報の取り扱いには、十分配慮する。

③ 個別指導計画の項目

（本市通級指導学級実施例）

- 指導学級作成用
 - ・ 実態表、指導場面ごとに分類した個別指導計画
- 在籍学級・保護者作成用
 - ・ 学校生活に対応した個別指導計画（在籍学級担任）
 - ・ 学校への願いと配慮（保護者）

教育委員会、関係機関の取組み

6 特別支援教育体制の整備

(1) 特別支援教室のあり方

① 特別支援教室 I（特別支援学級）

【固定的に配置された教員が、ほとんどの時間を特別の指導をする形態】

現在の固定の心身障害学級をもとに、固定的な教室（「東京都の最終報告」にいうAタイプ教室）を想定する。

この教室では、固定的に配置された教員が知的障害、情緒障害など、同じ障害のある複数の児童・生徒を対象に、固定的な小集団で、週のほとんどの時間の指導を行う。

固定的に配置された教員は、児童・生徒の学校生活における中心的な支援者となる。

固定的な教室では、個々の児童・生徒の個別指導計画に基づき、通常の学級との交流を行ったり、一部の指導内容について、通常の学級において指導を受けさせたりするなど、一人一人の児童・生徒に応じた柔軟な指導体制を進める。

また、障害が重複しており、他の障害に対する支援が必要な児童・生徒に対しては、特別支援学校等からの巡回による指導が可能な体制を整備することが必要である。

② 特別支援教室 II

【比較的多くの時間、通常の学級で指導を受けつつ、障害の状態に応じ、相当程度の時間を専門的な施設・設備を備えた特別支援教室で、特別の指導をする形態】

現在の通級指導の心身障害学級をもとに、拠点的な教室（「東京都の最終報告」にいうBタイプ教室）に位置付けすることが望ましい。

この教室では、固定的に配置された教員が、通級してくる情緒障害、LD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある児童・生徒を対象に、専門的な施設・設備を備えた教室で、小集団または個別に、週の必要な時間の指導を行う。担当教員は、児童・生徒が在籍する学級の担任や在籍校と連携を図りながら、専門的な指導を行う。

また、特別支援教室に通うことが困難な児童・生徒や、少ない指導時数で十分な児童・生徒については、担当教員が巡回による指導を行ったり、在籍する学級担任に助言を行ったりするなどして、一人一人の児童・生徒に応じた柔軟な指導体制を構築していく必要がある。なお、巡回による指導を行う場合は、どのような状況の児童・生徒に、どの程度の時間、どのような指導を行うのかを明確にして実施することが望ましい。

③ 特別支援教室 III

【一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態】

特別支援教室Ⅲについては、LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障害のある児童・生徒が、原則として通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、ティーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導などの工夫により通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別な指導を受ける教室を各校に配置していきたい。

④ 巡回による指導

特別支援学校や拠点的な教室、固定的な学級を担当する教員による巡回指導については、これまでの在籍校訪問による成果や課題をふまえ、例えば情緒障害の児童・生徒を対象として、個別の指導を一定期間行うことや、情緒障害の児童・生徒を対象に近隣各学校から対象となる児童・生徒を集めて指導を行うことなども一つの方策として考えられる。

なお、巡回による指導を行うに当たっては、特別支援学校から具体的な支援、教育課程への位置付け、授業時間の調整、指導に当たる教員等の確保、教育相談員等専門家チームの派遣等、具体的に円滑な実施を確保するための仕組みについて検討を進める必要がある。

(2) 特別支援教室の整備体制

今後の固定の心身障害学級や通級指導学級の整備・配置については、児童・生徒数の将来的な見通しや教育的ニーズを見据えつつ、通学の負担等も考慮し、推進する必要がある。また、今後各校に設置される特別支援教室の地域的な拠点としての位置付けも、検討しなければならない。

① 特別支援教室Ⅰ

現在、固定の心身障害学級は小学校に2校、中学校に1校設置しており、これらの学級を特別支援学級と位置付ける。

併せて中学校の心身障害学級を特別支援学級としての位置付けとともに、中学校における巡回指導・支援等の拠点としての役割を担うこととしたい。小学校の固定の心身障害学級は、特別支援学級としての位置付けとともに、小学校における巡回指導・支援等の拠点としての役割を通級指導学級とともに担うことを期待する。

ただし、設置校数や教員配置、本来の特別支援学級の役割等克服しなければならない課題も存在する。

② 特別支援教室Ⅱ

現在、通級指導の心身障害学級は小学校に1校設置しており、この学級を特別支援教室Ⅱタイプと位置付ける。今後、各校に配置された特別支援教室へ複数の児童が校内通級し、小集団による指導が受けられるならば、このタイプの学校は、従来の通級指導学級としての役割とともに、小学校における巡回指導・支援等の拠点的な教室として位置付けたい。

ただし、通級指導学級の設置校が少ないことや教員配置、特別支援学級との関わり等の課題もある。

③ 特別支援教室Ⅲ

特別支援教室Ⅲの設置にあたっては、通常の教室換算で1教室程度（個別対応等のために、何らかの方法で2分割が可能とする。）としたいが、1教室の確保が困難な場合は、可能な限り0.5教室分を確保することとする。教室の配置については、PTA室、相談室、児童・生徒会室等、学校の状況に合わせて転用や共用が考えられる。

④ 特別支援教室Ⅲに対する支援

ア 校内における支援の充実

今後、通常の学級に在籍している特別な配慮を要する児童・生徒については、校内委員会において、児童・生徒の状況を共通理解して支援の方策を検討するためにも、既に

各学校に設置している校内委員会をより機能させていくことが大切である。

そのために、特別支援教育コーディネーターを校内に位置づけ、校内委員会の運営や校内・校外との連絡、調整を行い、校内における指導体制の充実を図ることが必要である。

イ 特別支援学級（固定・通級）との連携

通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童・生徒については、拠点的な特別支援教室からの巡回による指導が求められる。この場合、在籍校の教員と拠点的な教室の教員が十分に連携するとともに、指導体制や指導方法を効果的に進めていくことが必要である。校内の特別支援教育コーディネーターを中心に、関係機関、特別支援教室Ⅰ・Ⅱタイプ、特別支援学校との連携が必要とされる。

ウ 専門家チーム・巡回相談

学校内のみでの対応が困難な場合には、学校外から専門的な助言・支援や連絡・調整を行うことが必要とされる。特に、通常の学級に在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症等の疑いがあり、行動面、学習面、集団参加の面などで特別な配慮が必要な児童・生徒について専門的視点での助言が求められている。そのため、医療・心理・教育の専門家からなるチームを設置し、医療面、心理面、発達面、個別指導面などで、具体的なアドバイスや巡回相談を行える支援体制の整備を検討したい。

エ スクールボランティア(*23)・学級経営補助員(*24)等による支援

通常の学級に在籍している、LD、ADHD、高機能自閉症等をはじめ、特別な配慮を要する児童・生徒等への支援を進めるため、当該の学級について、従来より実施している学級経営補助員やスクールボランティア等を活用して、当該の学級に対しての人的な支援を行い、教育活動の補完を行う必要があり、継続して実施したい。

ただし、こうした人的な支援を行う場合は、校内委員会でその役割を明確にすることや支援に対しての助言を行う等、その支援を効果的に進めていく必要がある。

(*23) スクールボランティア制度

地域の教育力を利用して、豊かで多様な教育の実践を進めるための取組みである。活動の事例としては、学習指導、読書指導、学級支援等がある。

(*24) 学級経営補助員制度

清瀬市立小・中学校を対象に、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等、特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、学級経営に関わる補助員を派遣し、学級担任を支援することにより安定かつ円滑な学級経営を図るための制度である。

(3) 清瀬市立清瀬第三小学校「さくらルーム」での取組み

① 設置の経緯

清瀬第三小学校では、生活指導上また学習指導上、配慮を要する児童が多数おり、平成

16年度より、特に支援の必要な学級や児童には学級経営補助員や、空き時間の教員が学級に入り、その対応をしてきた。

平成17年度には、これに加え、嘱託員2名が、週に2時間程度、1年生の各学級に入り、支援を要する児童をサポートしてきた。

このような取組みの結果から、集団への不適応等様々な課題を抱える児童に対し、よりよい学習環境の提供や、緊急避難場所を確保する目的で、平成18年度から特別支援教室「さくらルーム」を開設した。

② 「さくらルーム」(特別支援教室)設置に当たって

ア 教室の確保

清瀬第三小学校に設置されていた適応指導教室(フレンドルーム)等が教育相談センター「レインボーひまわり」への移転に伴い、校舎1階の普通教室の半分の広さの教室を「さくらルーム」に当てた。

イ 校内組織

清瀬第三小学校では、平成17年度より、特別支援教育校内委員会を立ち上げ、月に1回程度を開催している。メンバーは、生活指導を担当する教諭5名と管理職、スクールカウンセラーの8名である。平成18年度の「さくらルーム」開設に当たっては、校内委員会が母体となり、教育委員会や教育相談センターからもサポートを受けた。

尚、「さくらルーム」という名称は、校内委員会が名づけたものである。

③ 実施に対する課題と取組み

ア 対象児童

「集団不適応状況が見られる」「緊急避難場所が必要である」「学習支援が必要である」のいずれかに該当する児童とする。

イ 特別支援教室の指導体制

- ・緊急時の対応がしやすく、指導の一貫性を共有するため、1人の児童に対する指導は複数の指導教員で行う。
- ・スクールカウンセラーは、オブザーバーとして個別指導計画の作成等にも加わる。

ウ 保護者への説明

- ・年度当初の保護者会で、校長が説明し、保護者に理解を求める。
- ・課題が明確で、支援の必要を認めている保護者には、担任から特別支援教室への入室を勧める。その後、保護者が学校に承諾書を提出し、校長が承認する。

④ 「さくらルーム」の開設

ア 平成18年度当初、経験豊かな3名の嘱託員が特別支援の指導担当として配置され、以下のような指導準備を行った。

- ・校内の教材や教具を活用し、入室児童の受け入れ体制を整えた。

- ・清瀬第八小学校通級指導学級（くぬぎ学級）を訪問し、清瀬第三小学校から通級している児童の様子を聞くとともに、指導のヒントとなる情報の収集に努めた。
 - ・積極的に清瀬第三小学校の各学級に入り、児童の実態把握を行った。
- イ 平成18年4月末、「さくらルーム」への入室を承認された4名を対象に、一人あたり週に4～5時間の算数の取り出し指導を開始した。
- ウ 「さくらルーム」への入室を承認された児童や、緊急避難で来室する児童は、現在、1日平均10名前後いる。いずれの児童も、「さくらルーム」への入室を楽しみにしている。
- エ 来室する児童の中に、『「さくらルーム」は学習する場』という意識が少しずつ芽生えている。
- オ 個別指導計画を作成するに当たり、児童の教育的ニーズに合った指導を目指し、「さくらルーム」の指導担当者と担任、保護者等を交えての話し合いが積極的に行なわれている。

（４） 「さくらルーム」の成果と今後の課題

① これまでの成果

- ア 「さくらルーム」への入室を承認された児童は、算数等教科の時間に個別指導を受け、個別指導計画に従った学習を実施している。
- イ 「さくらルーム」の指導担当者は、校内委員会に出席し、情報を交換し合い、関係者の共通理解を図りながら指導に当たっている。
- ウ 平成18年5月には、1時間ルール（授業の始まりと終わりにきちんと挨拶し、1時間が終わったら教室に戻る。）をつくり、実践している。
- エ 「さくらルーム」の入室児童は、それぞれの課題が異なるものの、その児童の学習計画が立てられるようになってきた。
- オ 「さくらルーム」の入室児童は、来室時に「担任に了解を得る。」「学習用具を持ってくる。」「1時間いたら、教室に戻る。」という「さくらルーム」入室の約束も守れるようになってきた。
- カ 「さくらルーム」の指導担当は、特別支援教育関係の研修会や教科領域研究会に参加したり、より効果的な教材を開発したりと学級経営に意欲的に取り組んでいる。
- キ 個別指導計画は、児童の実態や目標、支援のヒントが簡単に入力できる有効なデータベースを基に作成している。

② 今後の課題

ア 担当指導教員の嘱託員は3名だが、勤務上、1日に1～2名になることが多い。そのため、緊急避難の児童が1名の場合はきちんと対応できるが、複数になったり個別指導の時間と重なったりした場合は、対応に苦慮することがある。個別指導を受けている児童は、一対一対応でなければ指導が成立しにくい場合が多い。指導可能な人数上の課題がある。

イ 来室する児童のほとんどは、算数や国語の基礎的な内容を身に付けることが課題となっている。

ウ 緊急避難で来室する児童は、感情の起伏が激しく、自己コントロールがきかず、パニックを起こしたりすることがある。その対応に苦慮する場面もある。

エ 緊急避難場所として「さくらルーム」を利用する児童は多い。このような集団や学習への不適応を起こしている児童が入れ替わり立ち替わり、来室するため、決まった時間に来ている児童が落ち着いて学習できない場合がある。

オ 緊急避難場所という意味で在室している児童の中には、どうしても学習に気持ちが向けられないケースがある。

また、一日に何時間も「さくらルーム」で過ごしたりしている児童は、単に在室しているのみで、学習効果としては、有効かどうか疑問が残るケースもある。

(5) 特別支援教室の今後の取組み

清瀬市においては知的障害、情緒障害の児童・生徒を対象に固定の心身障害学級を設置し、一定の集団の安定した人間関係の中で、教育活動を進めてきた。

また、通常の学級に在籍する情緒障害の児童・生徒に対しては、通級指導学級や学級経営補助員の派遣等、通常の学級の児童・生徒との関係を継続しながら、専門的な指導を進めてきた。東京都、国における特別支援教室（仮称）の提言は、将来構想であるという位置づけである。但し、清瀬市においては、特別支援教育の推進に当たって、平成18年12月策定の教育総合計画マスタープランの、「特別支援教育の推進」の中で、特別支援教室の設置拡充という目標が提示されている。

心身障害学級から特別支援学級への転換及び特別支援教室の設置について、清瀬第三小学校に設置されている「さくらルーム」の実績を検証しながら、進めていくこととする。

※ 教育総合計画マスタープラン

◇ 特別支援教育の推進

障害のある子や配慮を要する児童・生徒の一人一人のニーズに応じた適切な支援体制を確立していきます。

◇ 具体的施策 特別支援教室の設置・関係機関との連携・支援のための人的配置・

巡回相談実施。

- ◇ 開始年度 平成19年度～
数値目標 特別支援教室の設置拡充

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・特別支援教室の設置 1校	特別支援教室設置の拡充 5校	・特別支援教室の設置 全校

7 関係機関との連携、支援

(1) 特別支援学校との連携・支援

特別支援教育の対象には、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒だけでなく、小・中学校の通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒や就学前の幼児、高等学校の生徒も対象になる。支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、乳幼児期から学校卒業に至るまでの支援体制が求められる。

東京都における「東京都特別支援教育推進計画」や、国の中央教育審議会答申である「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、具体的施策が示されたところである。また、平成18年6月の学校教育法の一部改正により、盲・ろう・養護学校から特別支援学校への転換が明確に位置付けられた。同年12月の特別支援教育推進のためのガイドライン「東京都の特別支援教育」（中間まとめ）により、特別支援教育を推進していく上で、地域のセンター校としての養護学校の役割が具体的に示された。

特別支援教育への転換に向け、平成18年度に清瀬養護学校では、コーディネーターを3名任命し、今後の体制整備の検討を進めているところである。

清瀬養護学校では、今後担っていく地域におけるセンター的機能の在り方について明確にしなが、事業を展開していくこととしている。清瀬市としても、養護学校のセンター的機能の充実に期待し、これと連携を図りながら、活用していきたい。

養護学校の位置づけと内容については、以下のとおりである。

① 清瀬養護学校特別支援教育コーディネーターの役割

- 校内体制の充実と連絡調整
- 校内保護者、教員の相談
- 地域の学校や保護者への相談
- 関係機関との連携・連絡調整
- 地域のネットワークの形成

② 特別支援学校のセンター的機能の具体的内容として

- 専門性を発揮した幼稚園・保育園、小・中学校及び高等学校への支援
- 特別支援教育に関する相談・情報提供
- 幼稚園・保育園、小・中学校及び高等学校等の教職員に対する研修協力機能
- 副籍制度の円滑な実施
- 心身障害児理解推進の充実に関する事業の実施

- 地域の障害のある児童・生徒への施設設備等の提供
等があげられ、養護学校としてこのガイドラインに沿い、特別支援学校のセンター的機能の位置付けを明確にする。

③ 清瀬市における養護学校の具体的な連携・支援（平成18年度の取組み）

ア 就学前・早期相談機能、就学支援機能

- 清瀬市就学前通園療育施設との連携として保護者対象の説明会実施
- 保育園障害児担当者会との連携、巡回相談の実施
- 学校見学及び体験入学の実施

イ 教育相談・教育支援機能

- 心身障害学級担任との連携相談
- 小・中学校コーディネーターとの連携

ウ 理解啓発・研修機能

- 小・中学校教員及び関係機関職員を対象にした研修会の実施
（テーマ 「感覚統合に基づく指導支援」）

（２） 関係機関等との連携

① 関係機関等との連携

障害のある子どものライフステージを見通し、乳幼児期から学校卒業後にわたって福祉・医療・労働・教育等が一体となり、それぞれが連携・協力する中で障害のある子どもや保護者に対する相談及び支援を行うことが大切である。特別支援教育とは、幼稚園や保育園等から高等学校までが互いに連携を取り合い、教育機関だけでなく、保健・医療・福祉・労働等の関係機関とも連携を進めていくものである。連携を進めることで、それぞれの機関の役割を相互に認識し、専門性がより有効に発揮されてくる。支援してもらう部分があったり、支援する部分があったり、相互に協力したり、支援しあいながら、障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸ばし、教育的支援の充実を目指したい。

総合的な支援体制整備に当たっては、コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、学校内の人材はもとより、医師等の外部の専門家の総合的な活用を図ることや福祉、医療等関係機関との連携・協力を進め、有機的なネットワークを構築する必要がある。

② 連携の構築に向かって

LD等を含め、障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対する一貫した支援を目指し、関係諸機関による適時・適切な情報提供や支援を行う連携支援ネットワーク（仮称）（特別支援プロジェクト）（*25）の体制作りを推進する。

ア 就学相談に関する調査研究協議会

平成18、19年度の2年間にわたり、東京都教育委員会の「就学相談に関する調査研究対象区域」に清瀬市と町田市が指定されている。

東京都心身障害児就学相談に関する調査研究は、平成4年度から2年間ごとに、葛飾区で始まり、現在に至っている。研究の趣旨は、障害のある児童・生徒の適切かつ円滑な就学の推進に資するため、教育、保健、医療、福祉等の関係機関の連携に基づく相談支援体制の整備に関する実践的な研究を行うことを目的としている。

研究内容は、以下の3項目であり、今後、これらの研究成果を踏まえて、就学相談、関係諸機関の連携体制を構築していきたい。

- 教育、医療、保健、福祉等の関係機関の連携による「就学支援計画」(*26)の作成・実施・評価の在り方についての研究。
- 「就学支援計画」の作成・実施等を通して、教育、保健、医療、福祉等の関係機関による就学相談・特別支援教育のネットワークの在り方についての検討。
- 転学・進学にあたっての関係機関の情報伝達の方法についての検討。

※ 再掲 「9 相談及び支援体制の整備、(2) 就学相談の在り方、② 支援計画の作成と相談支援チーム」

イ 保・幼・小の連携

幼児期と児童期の連携を進めるため、教育総合計画マスタープラン（平成18年12月策定）では、私立幼稚園、公私立保育園と小学校教員による授業・保育参観、情報交換のための連絡会、合同連絡協議会の開催等の事業があげられ、今後充実を図るものと位置付けられ、実施していきたい。

※ 教育総合計画マスタープラン

保・幼・小連携

幼児期と児童期の連携を円滑にするための事業を進めます。

具体的施策 私立幼稚園、公私立保育園授業・保育参観 連絡会の開催

開始年度 平成18年度～

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・授業・保育参観、連絡会 開催	・合同連絡協議会 年1回	・幼児期から児童期子育て 啓発資料の作成

ウ 大学との連携

清瀬市には、日本社会事業大学、明治薬科大学、国立看護大学校等、医療福祉の専門機関として、3つの大学がある。

現在、軽度発達障害の児童・生徒に対する学級支援という目的で、市内の小・中学校

に学級経営補助員を派遣する学級経営支援事業の中で、社会事業大学の学生をはじめとして、ボランティア活動の支援をいただいている。

今後は、大学の関係ゼミ、サークルとの協定締結や実習等、効果的な派遣体制の整備を検討する必要がある。地域の社会資源として、市内の3大学やその他教育関係の大学とも連携を密にし、教育活動の充実に寄与していただくように検討する。

(※ 25) 特別支援プロジェクト

区市町村を基礎的な単位とした地域の教育、保健、医療、福祉、労働等の関係者で構成する乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制のこと。ライフステージに応じた「個別の支援計画」の作成・提供を目指す。

(※ 26) 「就学支援計画」

「就学支援計画」とは、小学校に入る前の幼稚園・保育園、医療機関等の様々な機関が連携を図り、障害のある児童・生徒一人一人の適切な就学や就学後の教育内容・方法・支援の充実を図るため、保護者と共に作成する道具（ツール）である。「就学支援計画」は、就学相談の時に作成する「就学支援ファイル」と就学先の決定後に作成する「就学支援シート」の2つを合わせたものである。

東京都では、平成18年度末に「ガイドライン」を作成し、19年度の就学相談より活用する予定である。

8 副 籍

「副籍制度」とは、特別支援学校の小・中学部に在籍する、原則として希望する児童・生徒全員が、居住地域の小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度である。

東京都においては、心身障害児理解充実推進事業の一環として「交流教育」を実施してきた。副籍制度においては、児童・生徒が個々に参加することにより、居住地域の一員としての自覚及び相互理解がさらに進展することが期待されている。

区市町村で実施する事業であるが、特別支援教育の一環である副籍事業を東京都において積極的に推進するため、平成16年度より3カ年かけ4区市においてモデル事業を展開してきた。

副籍制度は、東京都特別支援教育推進計画・第一次実施計画に基づき、平成19年度から実施することとしている。以下が、その概略である。

(1) 地域指定校

原則として、居住地の通学区域の小学校又は中学校とし、「地域指定校」と呼ぶ。指定は区市町村教育委員会が行う。居住地の通学以外の学校を希望する場合は、学校の実情を踏まえ、保護者と相談のうえ決定する。

(2) 交流等の内容

交流の内容は、「全ての児童・生徒に対して実施する内容」と「児童・生徒の実態等に応じて実施する内容」がある。いずれも、当該児童・生徒の実態や保護者の希望、地域指定校の状況を踏まえ、在籍校と地域指定校と協議し、徐々に、できるところから「あわてず、あせらず、ていねいに」進めていくものとする。

① 実施する内容

全ての児童・生徒に対して一学校だよりの交換（間接的な交流）

児童・生徒の実態等に応じて実施する内容

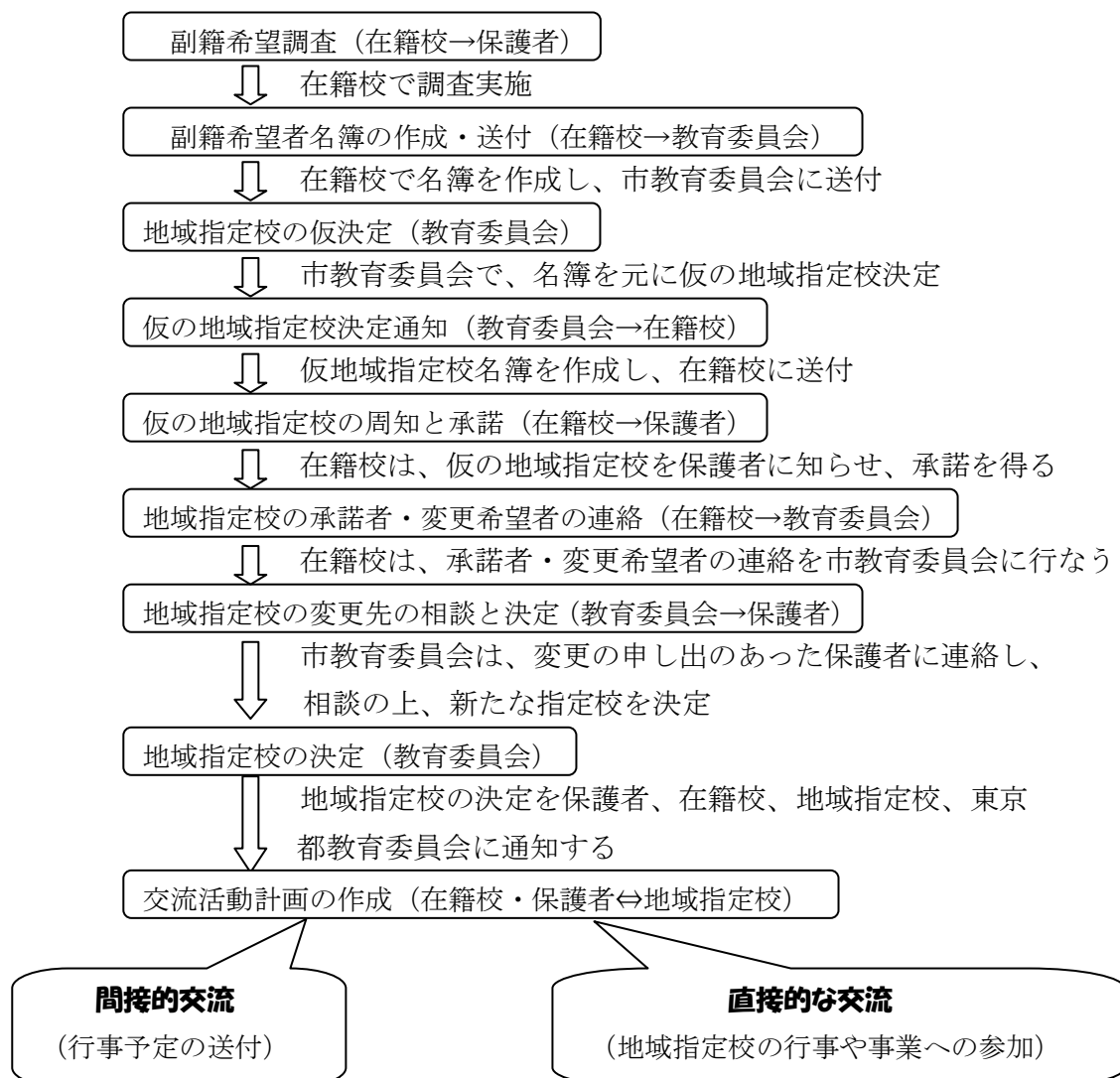
- 学年だより等や学校行事等の案内の交換、地域行事等の案内の送付（間接的な交流）
- 作品や手紙の交換（間接的な交流）
- 地域指定校の学校行事等への参加（直接的な交流）
- 教科等における交流学习（直接的な交流）
- その他地域情報の提供等（直接・間接的な交流）

② 直接的な交流の際は、安全確保のため、保護者の付き添いを原則とする。

③ 児童・生徒の実態や希望、地域指定校の状況を踏まえ在籍校と地域指定校の十分な協議及び調整を行い個別の教育支援計画に位置づけて実施する。

(3) 地域指定校決定までの手続き

※平成19年度以降より



9 相談及び支援体制の整備

(1) 教育相談の在り方

特別支援教育における教育相談の役割は、病院等におけるカウンセリングと異なり、本来の相談業務に加え、学校のコーディネーターや教員への幅広い人材の紹介と情報の取捨選択という、いわば連絡調整のサポート等、学校と他の機関とのコーディネーターとしての位置付けである。連携という言葉は、組織同士というより、まずは一對一の個人個人の関係から始まるケースが多い。

現実のケースとしては、児童・生徒への対応を保護者と学校が同じレベルで行うと軽度発達障害の児童・生徒も比較的短期間で安定する例が多い。学校と家庭の双方において児童・生徒に合った教育方針で対応できるからである

特別支援教育において教育相談室は、コーディネーターや校内委員会と連携し、本来の教育相談活動と並行して、学校と他の機関とのコーディネーターになることが求められる。

障害のある児童・生徒の視点に立ったより効果的な教育的支援ができるよう、教育相談の機能充実を図ることが必要となる。

(2) 就学相談の在り方

平成14年9月、新しい就学基準を示した学校教育法施行令が施行された。

特別支援教育への転換後も、現施行令の継続が予定されている。従って、就学相談における就学基準の基本的考え方そのものに大きな変化はなく、システムの見直しが大きな比重を占めてくる。

ただし、これまでの就学・転学相談は、障害のある児童・生徒にとって「適切な教育の場（就学先）の提供」に視点を当てて検討が行われきたが、特別支援教育が進むにつれ、今後は、就学支援計画等をもとに、「支援を引き継ぐこと」も視点に加える相談へと転換を図ることが求められる。

障害のある子どもたち一人一人のライフステージを支援する就学相談の在り方、充実を図りたい。

① 清瀬市における就学相談の概略

10月と12月の就学指導委員会を1日単位で、さらに必要に応じて小委員会を開催して、就学相談（転学相談）を実施している。その内容は、面接（精神科医師、内科医師）、面接（心身障害学級設置校長や心身障害学級担任、養護学校長）、行動観察（学力、身辺処理能力、運動能力等）である。さらに各委員により、現在の教育場所を訪問し、事前観察を行っている。

判定結果は、教育委員会において、後日、直接保護者に伝えている。就学相談の基本的な考えとして、保護者の考えを十分に聞くことが肝要であり、面接に重点を置いている。

就学相談を受ける人数は、毎年増えている。最近5年間で見ると下表のようになる。相談に要する時間が増加し、効率的な相談実施が求められている。

また、就学時健康診断の行われる会場で、配慮を要する児童の観察を行うことも重

要視しており、就学相談員が可能な限り実施して、児童理解の一助としている。

(最近5年間の相談件数)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
小学校	19	18	20	19	25
中学校	4	6	8	14	10
合計	23	24	28	33	35

② 個別の支援計画の作成と相談支援チーム

教育委員会からの働きかけにより、学校、医療機関、福祉施設、幼稚園・保育園、その他で構成する特別の相談支援チームが、乳幼児期から学校卒業期までの一貫性のある「個別の教育支援計画」を作成し、各段階において教育や発達などに関する相談の機会を設け、障害のある児童・生徒やその保護者が、必要な時に必要な支援を受けることのできる体制を整備することが重要である。

また、東京都教育委員会により作成中の「新しい就学相談システムの構築」を効果的に取り入れ、実施することが必要である。例えば、関係機関が協力して作成した資料について、就学先の小学校で、個別指導計画として内容の充実が図られる。支援計画の効果的な活用である。

本市では、東京都のモデル事業として平成18～19年度、「就学支援シートの作成と試行」を検討している。就学相談との関連では、相談支援チームの原型が発足した。

多方面の専門家が一堂に会し、支援計画について掘り下げを行うことは、意義深い。大切に育て、実のある相談支援チームを存続させることが必要である。

※ 再掲 「7 関係機関との連携、支援 (2) 関係機関等との連携 ② 連携の構築
に向かって ア就学相談に関する調査研究協議会」

③ 就学指導委員会の役割の充実

児童・生徒の就学先についての的確な判断を行うため、専門的知識を有する者により、清瀬市就学指導委員会を構成する。

審議に当たっては個々の児童・生徒の教育的ニーズに対応するために、最もふさわしい教育的対応について審議することが就学指導委員会の役割である。

保護者との面接などでは、就学相談の過程において、就学に関する保護者の意見や要望を十分聞き取る必要がある。また、就学指導委員会等における調査・審議の内容及び判定結果については、適切な方法で保護者に伝え、意見表明を得る。就学指導委員会等における調査・審議過程の透明性の確保と保護者等に対する十分な説明責任を果たすことが大切である。特別支援教育では、軽度発達障害等の相談を含め、就学相談件数の増加や質的な変化に対応が必要である。

本市においては、就学指導委員会と通級指導学級入級判定委員会は、別個に機能している。今後、相談・判定の質的向上を図るためにも、特別支援教育に即した委員会の在り方を検討する必要がある。

④ 就学後の継続的相談

学校では、校長、副校長、教育相談担当教員等からなる校内委員会などの相談支援体制が整備されてきている。就学後の児童・生徒の学校への適応状態や障害の状態改善の様子等を的確に把握することが重要である。特に、入学後の経過観察が必要な児童・生徒に対しては、継続的な相談活動の展開を進めたい。

また、就学指導委員会等も、校内委員会や特別支援教育コーディネーターと連携したフォローアップ体制の整備が急務となる。その結果に基づいて弾力的かつ機動的に、より適切な教育内容や方法への変更を検討する。

10 児童・生徒及び保護者等への理解・啓発

(1) 児童・生徒への理解啓発

特別支援教育は、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育や指導を通し、必要な支援を行うものである。従って、全ての学校、全ての学級が障害のある児童・生徒の教育の場となる。

そこで、各学校において、全教育活動を通して、児童・生徒に適切に人権教育や障害者の理解に関わる教育を進め、障害の有無に関わらず、児童・生徒がお互いを認め合い、支え合うようにしていくことが大切である。

特に、障害のある児童・生徒の理解については、教職員の理解や指導の姿勢が児童・生徒に大きく影響することに十分留意し、学校や学級内における温かい人間関係づくりが求められる。

(2) 保護者等への理解、啓発

今回の検討を進めるに当たっては、特別支援教育の理念と基本的考え方が、小・中学校等の校長をはじめとする学校の全ての教職員はもとより、保護者一般に広く理解・共有されることが重要であると認識された。

学校及び教育委員会においては、研修や広報活動等を通じ、普及啓発を積極的に推進する。

小・中学校等において、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習の機会が充実されるようにする等、「特別支援教室（仮称）」の構想を実現するためにも、通常の学級を担当する教員や、障害のない児童・生徒及びその保護者の理解と協力が不可欠となる。

(3) 保護者との連携の推進

児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導を進めていくために、個別的教育支援計画や個別指導計画を保護者と共に作成し、双方が情報を交換しながら、共に連携して児童・生徒の支援に対応することが必要である。今後、保護者と協力して支援する体制づくりを進めていく。

お わ り に

平成18年7月31日、第1回の「清瀬市特別支援教育推進委員会」が開かれて以来、21名の委員は5回の委員会を開催し、検討を進めてまいりました。

この間、平成18年2月に示されました「清瀬市特別支援教育検討委員会」の報告書を熟読し、本市の心身障害教育及びこれまでの取り組み等について情報を得ることに努めるとともに、東京都教育委員会がこれまでに取り組んでこられた特別支援教育に関わる様々な対応について、ご講演等をいただき今回の報告書をまとめるにあたって多くの示唆をいただくことができました。

特に今委員会では清瀬市のおかれている現状を踏まえつつも、次のようなことが話題になりました。その一端を紹介します。

- (1) 今日までも本市及び清瀬養護学校、各心身障害学級設置校、関係諸機関等が児童・生徒の教育的ニーズに応えるべく努力をしてきていること。
- (2) 都教委は特別支援教育の実施について、平成19年4月を目途に進められているとの話もあるが、すでに地域指定のモデル事業等を平成16年度から推進し、それなりの成果を上げてきていること。特に、本市は平成18年度から、就学相談に関する調査研究のモデル事業の地域指定を受けていること。ただし、基本的には各市区町村の様々な実態を踏まえ、できることから順次実施していくこと。
- (3) 特別支援教育の推進に当たっては、各小・中学校の管理職や学級担任等への研修の充実と合わせて保護者への理解及び啓発が不可欠であること。
- (4) いわゆる「特別支援教室Ⅲ」のタイプの学級（本市においては「さくらルーム」）を充実していく必要があること。ただし教員の適切な配置や余裕教室等の転用について都教委と相談を重ねながら進めること。

等々、委員の方々相互に熱心な話し合いができたことを嬉しく思います。

特に本市にある清瀬養護学校をはじめ各心身障害学級の先生方の意図的、計画的な教育活動の推進状況、児童・生徒一人一人に寄せる期待、そして、保護者の皆様の切実な思いに心を動かされることが多くありました。子どもは地域の宝です。

ところで、「副籍」の制度にもありますように、在籍校と地域指定校が一体となつて、「間接的な交流」のみならず「直接的な交流」ができ、実のある「特別支援教育」が推進されることを願ってやみません。

終わりにあたり、委員の方々の熱意溢れる話し合いに敬意を表し、関係者の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

資 料

- 【資料 1】 清瀬市特別支援教育推進委員会設置要綱
- 【資料 2】 清瀬市特別支援教育推進委員会委員（敬称略）
- 【資料 3】 委員会開催状況
- 【資料 4】 清瀬市における特別支援教室等（チャート図）

【資料 1】

清瀬市特別支援教育推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 清瀬市における心身障害教育の現状を踏まえ、特別支援教育への円滑な移行を検討するために、清瀬市特別支援教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 特別支援教育の基本的な考え方に関すること
- (2) 特別支援教育の方策に関すること
- (3) その他特別支援教育に関し必要なこと

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する委員21人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 心身障害学級設置校校長及び教諭
- (3) 通級指導学級設置校校長及び教諭
- (4) 都立養護学校
- (5) 市内公立小・中学校
- (6) 養護学校に在籍する児童・生徒の保護者
- (7) 心身障害学級に在籍する児童・生徒の保護者
- (8) 通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者
- (9) 教育相談員
- (10) 就学相談員
- (11) 教育委員会事務局職員
- (12) その他教育長が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、教育長が委員のうちから指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第5条 委員会は、第2条に規定する報告をもって散会とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育部学務課及び指導室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

【資料 2】

清瀬市特別支援教育推進委員会委員（敬称略）

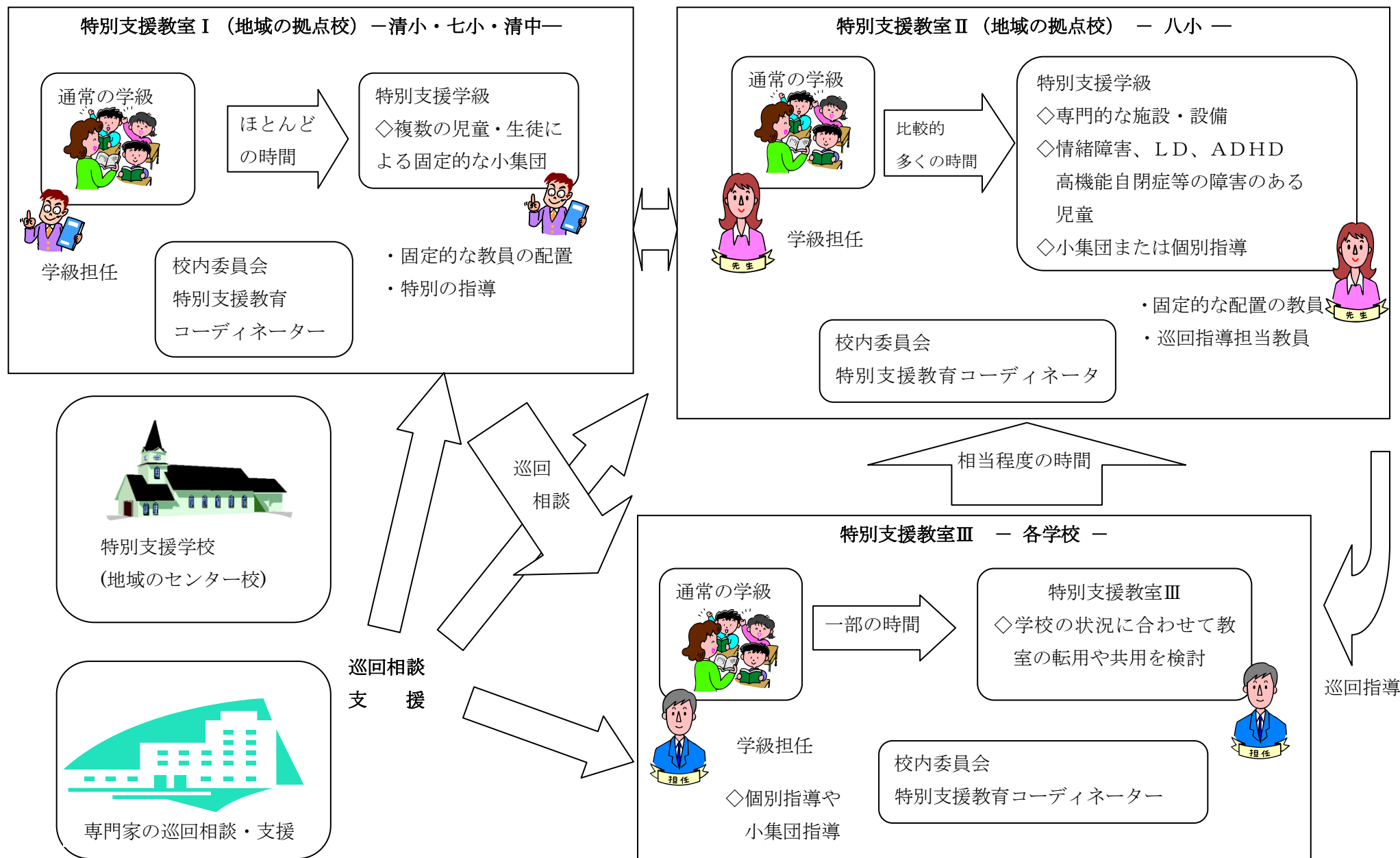
氏 名	区 分
◎ 成 家 亘 宏	学識経験者
○ 大 平 恵 子	小学校心身障害学級設置校校長
○ 塚 原 真	小学校心身障害学級設置校校長
藤 井 幸 夫	中学校心身障害学級設置校校長
南 雲 妙 子	小学校通級指導学級設置校校長
鈴 木 晃	養護学校副校長
築 瀬 正 子	副校長
天 野 英 幸	通常学級教諭（小学校）
川 戸 直 美	通常学級教諭（中学校）
高 橋 利 維	心身障害学級教諭（小学校）
梶 東洋男	心身障害学級教諭（中学校）
稲 川 亨	通級指導学級教諭
菊 間 英 子	保護者
鈴 木 奈津子	保護者
金 子 由 佳	保護者
金 子 由美子	保護者
池 澤 薫	保護者
万 代 る里子	教育相談員
加 納 竹 文	就学相談員

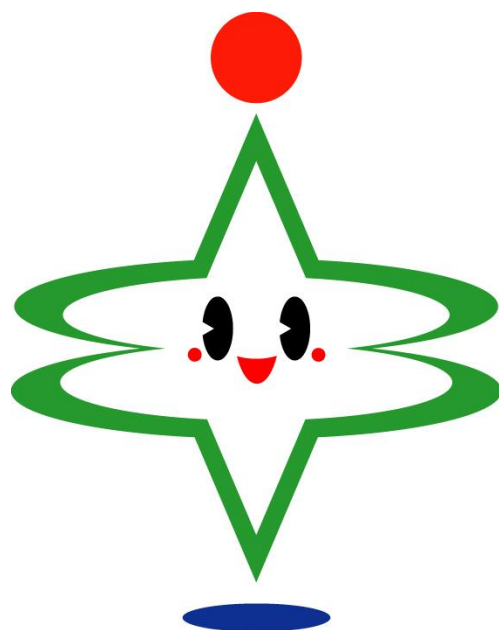
【資料 3】

委員会開催状況

開催年月日	主な内容	備 考
平成 18 年 7 月 31 日 (月)	◇清瀬市特別支援教育推進委員会設置要綱について ◇今後の推進委員会の進め方について ◇清瀬市特別支援教育検討委員会の報告	
平成 18 年 9 月 5 日 (火)	◇国、都の動向について ◇清瀬市における特別支援教育の理念及び方針について ー講 演ー 「小・中学校における特別支援教育の推進について」	＊講師 東京都学務部義務教育心身障害教育課 指導主事 市川裕二先生
平成 18 年 10 月 6 日 (金)	◇清瀬市における特別支援教室の在り方について ◇教育内容・方法の充実	清瀬市立清瀬第三小学校 特別支援教室 「さくらルーム」見学
平成 18 年 12 月 25 日 (月)	◇関係機関との連携、支援等について ◇副籍について ー講 演ー 「今後の就学相談と障害のある児童・生徒の地域との関わりについて」	＊講師 東京都学務部義務教育心身障害教育課 指導主事 市川裕二先生
平成 19 年 2 月 13 日 (火)	◇清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(案)について	

清瀬市における特別支援教室等（チャート図）





清瀬市特別支援教育推進委員会報告書

発行 清瀬市教育委員会

〒204-8511 清瀬市中里五丁目8 4 2 番地

電話 042 (492) 5111 ・ FAX 042 (495) 3940